

# 国際課税

## Q & A

### ►►恒久的施設の事業開始の時期

**Q** 当社は、米国法人ですが、日本に支店を開設するために準備を始めて、事務所を1月から賃借して支店としての登記等の手続も完了しました。しかし、本店から派遣される社員が事情により遅れたこと、その他種々の事情により、実際に事業を開始したのは、6月になってしまいました。当支店の決算は、12月ですが、租税条約に規定する恒久的施設として支店が開設されたのは、当年の1月と考えてよろしいのでしょうか。それとも、実際に事業を開始した6月でしょうか。

**A** 貴社の場合は、米国法人ですので、日米租税条約が適用となります。日米租税条約第9条の恒久的施設条項第3号に恒久的施設とはならない場合の規定があります。

この恒久的施設とはならない場合として、日米租税条約は次のような場合を規定しています。

- (a) 当該居住者に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのために施設を利用すること。
- (b) 当該居住者に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのために保有すること。
- (c) 当該居住者に属する物品又は商品の在庫を他の当該居住者による加工のために保有すること。
- (d) 当該居住者のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集すること。
- (e) 当該居住者のために、広告、情報の提供、科学的調査その他これに類する準備的又は補助的な性格の活動を行うこと。

したがって、貴社が、当年の1月から6月までの状態が、この上記の規定に定める準備的活動に該当するのであれば、その間、貴社は、日本に恒久的施設を有しないことになり、その結

果として、その間に生じた賃借料等の費用を控除する機会を逃すことになります。

しかし、租税条約に定める準備的又は補助的な活動は、直接的な収益獲得には貢献しないもの、すなわち、企業の活動の基本的かつ重要な活動に該当しない間接的に収益に貢献するものと思われる活動について、恒久的施設の範囲を狭める意味から適用除外として規定しているものです。

貴社の場合は、実際には、当年1月から日本における事業活動を開始するために活動を開始していることから、その収益の生じていない期間についても、事業活動が行われていると判断できるものと思われます。したがって、1月から本格的に事業活動を開始した6月の間に生じた費用については、その後に生じた収益から控除することに問題は生じないものと思われます。

(税理士 小沢 進)